

◇新春サイクリングおわる◇

平成20年新春サイクリングが1月20日(日)開催された。今回はさいたま市西区周辺を走るようになった。10時に協会事務局のある浦和地方庁舎をスタートし水判土観音に向かった。久しぶりに訪ねたが建物等が新しく整備されていたので驚いた。楽しみにしていた小山酒造の見学は日曜日でできなかった。大塚古墳はまったく目立たない存在でがっかりした。秋葉神社は静かなたたずまいがいい。最後に原田氏が埼玉で最もぼろい寺と言っていた清河寺に行く。彼の言葉を裏切るような真新しい建物がどかっと建っていた。1年前に立て直したとのことで納得。そこから一路協会事務局まで直行、千葉さんが持参した御汁粉で寒さと腹を満たす。何倍もお代わりした人もいて楽しい新春サイクリングは無事終了した。

「埼青連研修会・交流会」

埼玉県青少年団体連絡協議会の全体研修会が1月27日、浦和ワシントンホテルで開催され、協会から6名が参加した。「世界から日本の教育を考える：斉藤仁先生」という講演があった。

講演の後、斉藤先生も同席されて交流会が開催され、青少年団体12団体から55名が参加した。各団体紹介などもあって久しぶりに友好を深めた。

<インフォメーション>

◆第23回センチュリーラン埼玉

期 日 平成20年5月25日(日) 雨天決行

集合・スタート 集合=7:00(北荒川運動公園) スタート=7:30~8:30

内 容 規定された自転車で、設定された160/80kmの一般道路(サイクリング専用道路を含む)を、交通法規を厳守して8/5時間以内で走る。

車種・服装 車両法で定められた保安部品(前照灯・警報器・後部反射鏡等)を装備した自転車(トラックレーサ除く)。必ずヘルメットを着用する。

◎LEDライトは規格のばらつきがあるので、役員の指示にしたがうこと。

コ ー ス 参加申込者にコース地図を配布する。事前に試走することが望ましい。

スタート・ゴール地点=吉見町北荒川運動公園管理センター前

※コース：吉見→川島→伊奈→利根大堰→藤武橋→寄居→大里→花園橋→吉見(160km)

吉見→川島→伊奈→利根大堰→吉見(80km)

参加資格 16歳以上の者で自己の責任においてサイクリングのできるもの。

但し18歳未満の者は親の同意が必要。

定 員 250名(先着順) センチュリー(160km)100名、ハーフセンチュリー(80km)150名

参加費 JCA・SCA会員3,000円 その他4,000円(傷害保険・記念品他)

申 込 申込用紙に記入の上、参加費(郵送の場合は必ず振替用紙にセンチュリー参加費と記入)を添えて事務局か最寄りの連絡所へ申し込む。 ※書留での受付は行わない。

申込締切 平成20年4月23日(水)

そ の 他 センチュリーへのエントリーは、埼玉県協会のハーフセンチュリー完走経験がある人。

◆ 自転車に乗れない人の自転車教室

乗れない人の自転車教室がさいたま市レクリエーション協会のレク教室の一環としてさいたま市サイクリング連盟との共催事業として3月23日開催する。5時間位でほとんどの人が乗れるようになる大変好評な事業であり、自転車環境改善のためにも多くの人に自転車に乗ってもらい、もっと身近なものとして関心を持ってもらうことが大切だ。

◆平成20年度協会事業予定 *あくまでも予定ですので事前に確認してください

- 9/20～21 第52回全国サイクリング大会 in 福島 (北塩原周辺)
- 10/4～5 第44回関東甲信越ブロックサイクリングラリー (水戸周辺)
- 10/19 第7回ハーフセンチュリーラン
- 11/9 第21回サイクルOL大会 (自転車を使ったオリエンテーリング)
- 1/18 第23回新春サイクリング(新年走り初めサイクリング)
- 3/29 自転車に乗れない人の自転車教室

○ 自転車関係交通法規の一部改正について

昨年6月一部道路交通法の改正にともない自転車の取締りが厳しくなりました。ここに抜粋を載せます。詳しくは協会ホームページの「たかが自転車されど自転車」の[交通ルール](#)の項を参照してください。

自転車安全利用五則 (平成19年7月10日交通対策本部決定より)

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る ○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ○ 夜間はライトを点灯 ○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

自転車の通行方法等に関する主なルール

～ 通行方法・場所について ～

1. 車道通行の原則

道路交通法上、自転車は「車両」の一種ですので、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則です。また、車道では原則として左側端を通行しなければなりません。

著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除いて、路側帯を通行することができますが、その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければなりません。

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金/2万円以下の罰金又は科料

2. 歩道における通行方法

普通自転車は、道路標識等で通行できることが示された歩道を通行することができます。

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

なお、普通自転車とは、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準(長さ190センチメートル及び幅60センチメートルを超えないこと、側車を付していないこと、歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと等)に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないものとされています。

【罰則】2万円以下の罰金又は科料

「会員登録のお知らせ」

平成20年度会員登録を3月からおこないます。会員登録はSCAから郵送した会員申込書で手続きを取って下さい。また会費は振替でお願いします。その際会費なのか、大会参加費(センチュリー等)なのか明記をお願いします。

※ 書留での郵送はご遠慮下さい。 郵便振替 00170-8-56228

≒事務局だより≒

□事務取扱は毎週水曜日(10:00～16:00)、第2・4土曜日(13:00～16:00)です。できれば事前に電話するか、協会ホームページのカレンダーにて確認してお出かけ下さい。

□常任理事会、SCLC・役員総会予定

常任理事会 4月12日(土) 18:00～ 浦和地方庁舎別館B会議室

SCLC総会 4月26日(土) 13:00～ 浦和地方庁舎会議室

役員総会 4月26日(土) 15:00～ 浦和地方庁舎会議室

《編集後記》

■原油の高騰に伴うインフレ懸念に加え、サブプライムローンに発した金融不安はさらに深まり過ごしにくい世の中になった。ワーキングプアなどという言葉も当たり前になってしまった。さらに生活保護に頼る人が増えて財政を圧迫させている。もっと暮らしやすい世の中を作る抜本的な政策が必要だ。どこかに偉人いませんか！